

特集4

明治前期町村合併運動の一視点

—大和国葛上郡岩崎村の「町村分合」問題をめぐって—

和田 恵 治

一、問題提起にかえて

一八六七（慶応三）年一二月九日の王政復古にはじまる明治政権の樹立と、近代化に向けた一連の諸改革によって封建体制は解体した。また近代化のための一環でもあった一八七一（明治四）年八月二八日の太政官布告の賤民制廃止令で、穢多・非人等のいわゆる賤民身分も法制上、解放された。賤民制廃止令をした元「穢多」村住民はこの布告を契機にして、しかもこの布告を武器に、各地で平民との同一化のための運動をさまざまなかたちで展開した。

たとえば、江戸時代、死牛馬処理とその解体に関連す

る職業を専権的職業としていた「穢多」身分の人びとは、明治四年三月の「牛馬等勝手処理令」が布告され、同年八月の賤民制廃止令によって「穢多」身分が廃止されると、この布告を契機に、その身分の象徴でもあった死牛馬の解体処理の仕事を放棄する挙に出たのであった。これは、その仕事を「穢多」身分に担わせることで維持されてきたそれまでの地域社会の伝統的な生活秩序と封建的身分秩序に一撃をあたえた。

あるいはまた江戸時代、「百姓」村（「農」身分の村）の「本村付き」とされて枝郷にされた元「穢多」村の本村支配からの離脱をめざした「一村独立」運動が起こされたり、地域共同体の構成員（村民）の証である氏子への加入や祭典儀礼への参加要求があり、さらにはいわゆ

る「部落学校」の設立をおこなうことで平民と同じ肩を並べる努力をしたり、学校設立の経済力もない元「穢多」村では本村との共学をめざした就学要求運動を起こすなど、部落差別撤廃に向けた多様な運動が展開されたのである。

しかしこうした運動も、その後の明治政権がとった中央集権的な近代天皇制国家体制の確立に向けた政策の遂行や富国強兵・殖産興業政策の遂行のなかで挫折させられるものがあった。本稿でこれから見えていこうとする大和国葛上郡岩崎村の町村合併運動は、そうしたことを物語る一つの象徴的な出来事であった。

明治前期、「一村独立」村であった岩崎村の場合、行政村を支えていくだけの財源が乏しく、くわえて近代国家の確立のために、新政権から地方行政組織に課せられた苛酷な任務と負担は、一村財政を圧迫した。こうした状況のなかで、行政機能を果たしうる行政町村の創出のため、明治新政府が推進していた町村合併という基本政策のもとで、当時(明治一四年)、大阪府の管轄に置かれていた大和国葛上郡岩崎村を、隣接する元本村であった同郡柏原村に合併するか、そのまま分村を認めるのかという問題が提出され、ここに、両村の間で「町村分合」問題が起こったのであった。

*奈良県は明治九年四月堺県に合併され、その堺県もまた明治一四年二月大阪府に合併されるにょんで大阪府に管轄される。奈良県の再設置は、明治二〇年一月であった。

しかし、この問題は紛糾した。柏原村の主張に對抗して、岩崎村は柏原村との合併方針を打ち出した。この合併運動は功を奏し、一八八七(明治二〇)年一〇月柏原村との合併を実現したのである。だがそれは、「一村独立」村(行政村)の放棄すなわち「村落自治」の崩壊でもあった。

管見によれば、この町村分合運動に関連した論文に接するかぎり、この分合運動を正しく踏まえて記述されたものは皆無に近い。たとえ満足のいく記述であったとしても、それは表面的な記述にとどまっており、町村分合運動の展開過程を規定した根本的要因というものが見落とされている。そして多くの場合、ただその運動の最終局面において岩崎村から提出された合併要求のみがいたずらに強調され、単に明治前期における町村分合運動としての一事例、しかも合併要求を実現させた一事例の運動に矮小化されて、今もなお紹介されているのである。これは、史実を正しく伝えていない。したがって当然のことながら、これを正しておく必要がある。

しかし、問題はそうした歴史的史実の正確な再現にとどまらない。その運動の全展開を慎重にたどっていけば明らかであるが、一村維持(村再生産)にとって死活的な問題ともいえる「分地」問題のもつ意義が軽視されるか、あるいはそれが欠落していたのである。この分地問題とは、別の視点から言うと、一村財政の基盤ともなる「財源地」問題のことであり、まさにこの点にその意義があった。この視点から岩崎村の分合運動をとらえることがなかったのである。

この小論では、岩崎村の町村合併運動(より正確に言うなら「町村分合運動」)の解明を通じて、そこで何が問題になったのかをあらためて浮き彫りにし、「財源地」をめぐる問題がこの合併運動の本質的理解のための鍵であること、しかもこの問題が町村合併運動一般に通じる意義を少なからずもつものであることを明らかにしようと思うのである。

なお本稿で分析の対象となった岩崎村の町村分合問題に関する史料は、その大部分を「奈良県同和事業史」(以下「事業史」と呼ぶ)所収の四九六頁から五〇七頁までの全史料に拠った。また引用した「カツコ内の文章は典拠を示していないかぎり、同史料からのものであることをあらかじめ断っておきたい。以下本論にはいろいろ

二、明治初期の岩崎村

現在は御所市大字柏原を名乗っている、その柏原の地の一角を占める被差別部落は、一八八八年(明治二一)までは地方行政組織として存立していた。そしてその村名称を岩崎村と唱え、一村行政をおこなっていたのである。しかしこの年、南に位置する柏原村と合併することによってその村名を廃称して柏原村と唱えるにいたる。

その合併は、もはや柏原村枝郷岩崎村といった江戸時代の地方制度的な行政機構である枝郷体制あるいは村落関係としての本村付体制への復帰ではなかった。それは、近代的町村の創出によって新たな中央集権的地方体制の整備をすすめるよう準備していた、明治政府の町村合併政策の基本方針にもとづいていたのである。

合併の結果、柏原村の行政区域内に岩崎村が組み込まれることになったが、この元「穢多」村が元柏原村集落とまざらわしくなるため、元柏原村では元「穢多」村を「柏原北方」と呼んで区別したのであった。しかしこの区別は一見して明らかのように、元岩崎村と同一視されたくないという元柏原村住民の感情的意図から名付けられた通称名であり、そこには元岩崎村がかつての「穢多」

村であったことを意識した村扱いであったことは容易に察せられよう。

この岩崎村と柏原村との関係はすでに江戸時代から見られる。両村の関係は、柏原村の村域のなかに「穢多」村・岩崎村があり、村方役人が配置された農民身分の村である柏原村に「百姓」村から「本村付き」の村として政治的にも経済的にも支配を受けて、生活と生産における村的運営に「一村自治」は大きな制限を受けたのである。このように一村内に「百姓」村と「穢多」村があって、村方役人の配置された「百姓」村が本郷（親郷、本村）となり、「穢多」村を枝郷（枝村）にして統制的支配をおこなう地方体制を本村付体制（あるいは枝郷体制）と呼んだ。

この柏原村の本村付体制は、徳川幕藩体制が崩壊して江戸時代から明治に変わったその初頭、明治四年八月の太政官布告いわゆる賤民制廃止令が出た直後の九月以降から翌年にかけて、期日までは定かでないが、柏原村からの岩崎村の分村、いわゆる「一村立ち」の村になることによつて解体する（岩崎村の「一村独立」はこの時期の村方文書で「岩崎村」との名が出てくることから確認できる）。「一村独立」村となった岩崎村を行政村との関係で見えていくならば、江戸時代の行政村に変わる大区小

区制という地方制度が明治五年一〇月に設置され、明治一一年七月のいわゆる三新法体制の確立で大区小区制をやめ、旧来の村がふたたび行政村に復帰する。これにもない、岩崎村も行政村として存立するが、明治二〇年一〇月に元本村であった柏原村に併合され、ここに岩崎村の廃村となる。これが明治前期の岩崎村の村的あり様の歴史であった。

ところで岩崎村（あるいは「柏原北方」と言えば、のちに一九二二年（大正一一）三月三日全国水平社が創立されたときの中心的人物であった西光万吉や阪本清一郎、駒井喜作といった創立者を輩出した村でもあったことを付言しておきたい。

さて、明治四、五年頃に柏原村から独立して「一村立ち」し、村運営を始めた岩崎村ではあったが、それでもなお柏原村との村的関係は旧態依然たる状況にあり、決して対等の関係にはなかった。この現実を、明治一一年三月、柏原村と岩崎村の間に、かつての「本村―枝郷」という村的関係が存続していた状況を断ち切るうとして、岩崎村が「規定書」なるものを作成したことなかに明示されていた。その規定書にはつぎのようなことが書き記されていた（『事業史』四九六頁）。

規定書

一、柏原村元当村本村故矢張弊習未離百事同儘扱致
呉候ニ付今般其意御県庁へモ上申可致積一同決議
相成候ニ付イテハ孰茂入費等相掛候ハ勿論ニ候得
共失費悉皆村方一統身分相応ニ相係リ可申候 然
ル上ハ入費出金ノ際無苦情差出可申候依ツテ定約
連印申処如件

大和国第四大区四小区

葛上郡岩崎村

明治十一年三月

（以下連印者省略）

村惣代

坂本清三郎殿

ここには、岩崎村が柏原村から分村しているのに、いまだに両村の関係においては、本村―枝郷関係の因習があらゆる面、生活や農業生産等々において存続している状況が指摘されている。またこの問題を県庁に持ち込んで、本村と同等の扱いが岩崎村にもなされるように要望する上申書を提出することが決議された、ということも指摘されている。

両村のこうした事実関係は、岩崎村と他の隣村間の村

落関係以上に強い関係のあったことを物語っている。

だが、考えて見れば、明治前期の両村の関係は、すでに見たように、岩崎村が柏原村より分村し、「一村立ち」した村となっているので、岩崎村と柏原村との村落関係は単なる隣村との付き合い程度以上のものではないと解釈できよう。そして規定書に指摘されているような、岩崎村にくわえられる差別があったとしても、それは、一般村から元「穢多」村にくわえられる差別と同次元の差別であったであろう。

ところが、規定書をわざわざ作成してまで、あえて柏原村と岩崎村の両村間に因習（差別）が存続していることをとりあげ、その撤廃を求めて岩崎村が抗議したのである。よほど両村のあいだに、他の隣村（一般村）との村落関係以上の何か強い関係があったと考えねばならない。その根底には、両村を強く結びつける何らかの利害関係があったのではないか、というようにも読み取らねばならないだろう。

それでは、両村の間にはいったいどのような強い村落関係があったというのであろうか。このことを考えるにあたっては、さしあたりつぎのことが疑問として出てくる。まず第一点として、岩崎村が柏原村から本当に分村しているのかという疑問である。第二点めとして、両村

を結びつける要因が何であったのか、ということである。最後に、以上の二点の問題と関連して、両村の間になぜ規定書に示されるような「弊習」が維持されていたのか、ということである。以上の三点の疑問がわいてくる。

まず第一点めの疑問について。これについては、岩崎村は間違いなく分村していると断言できる。文中の「柏原村は元当村の本村」だったという言い回しから察するところ、行政的（政治的）に見て岩崎村が柏原村から分離・分村し、「一村独立」村を構えていることは疑問の余地がない。

第二点めの問題について。両村ともに「一村独立」村として相對して存立しているのに、なおかつ両村の間に一種の村落結合関係的な側面が感じさせられるのは、両村を結びつける何らかの要因があったからである。

その要因とは、岩崎村が村域をもたない「所属地なき村」であったこと、そして岩崎村の地盤が柏原村に所属しているという不自然な村の存在であったことをあげなければならぬ。つまり村域（村の支配地域・管轄地域）に絡んだ問題が、両村間に存在していたのである。

明治前期の岩崎村は、村域（村の行政区）をもたないまま、岩崎村住民の戸籍登録のみで一村を構え、そしてめまぐるしく変遷する地方制度のもとで、行政村を構

いたというのであるから、この土地への賦課徴収の場合にも、岩崎村に不利に柏原村に有利になるように、徴収されていたかもしれない。

さてこのように、第一義的には、岩崎村に所属地がなく、そのいっさいが柏原村に所属していたこと、すなわち、それぞれが独立した村でありながら、なおかつ両村間に、過去の本村―枝郷の関係を清算しきれていない、村域をめぐる利害問題が残存していたのである。

つぎに、第三点めの問題であるが、岩崎村名義の土地がなく、元本村である柏原村の所属地とされていること、すなわち一個の独立した生活共同体である岩崎村住民の所有する個人宅地を含んだいっさいの土地にたいして、柏原村の共同体的支配・規制がおよんでいた。そのことが、岩崎村に關係した治水管理、土木灌漑等において、岩崎村の自治管理を不可能にしておき、岩崎村の自治的支配の及ばない、村の一村自立が阻まれるような状況があったと考えられる。つまり土地支配権を柏原村に握られていたため、岩崎村という村落共同体の維持（村的再生産）が常に脅かされ、結果的には、岩崎村の自主・自立の展望が生まれず、その自治が完全なものではなく、こうして柏原村の村政に多分に左右される状況におかれていたことが、弊習を存続させていた政治的・経済的な

えることになる。要するに、戸籍とその戸籍の登録する地盤とが分離したまま、戸籍のみで村を存続させたのである。通常は、戸籍と土地すなわち、戸籍と村の行政区画という二つの要件を満たすことで、はじめて「村」といい、「行政村」と呼んだりしているが、そうしたイメージの村的在り方は、ここでは成り立たない。こうした変則的な村の存立状況というものが、この一時期に存在していたということ、ここでは確認しておきたいと思う。

また当時、どの村でもそうであったように、村財源は地価割り、戸別割り、人口割りによる賦課収入を主たる財源としていたので、柏原村の村入費を賄うにあたって、当然村域の土地に賦課し徴収をおこなった。そうすると、柏原村の課税徴収は岩崎村住民の個々の私的所有地（居住宅地も含む）にも及び、岩崎村住民は柏原村に村入費を納入したのである。

あるいは岩崎村住民の居住宅地に關連した土木灌漑事業でも、柏原村がその費用を支弁しなければならなかった。このため、岩崎村住民に戸別割りや人口割りの賦課をしたということも十分に考えられるが、これが実行されたかどうかは明らかでない。

また規定書の表現によれば、両村間に存続していた旧来の「因習」に従ってすべてのことがとりおこなわれて

根拠であったと考えられるのである。

以上、三点にわたって、岩崎村と柏原村の両村間の關係を見てきたが、両村を結びつける強い利害關係が、岩崎村にまったく村域がなく、岩崎村の居住宅地までもが柏原村に属しているという、両村の村的あり様から生じていること。また両村とも自村の利益擁護のために自治権を行使すればたちまち両村間に軋轢を生む、という構造的な村落關係にあることもわかった。

また、両村の關係のなかで明らかになった岩崎村の「村的あり様を見ると、岩崎村の存立状況について考えてみることは必要であろう。岩崎村はたしかに形式上「一村独立」村として存立しているが、真の意味での「自立」した「一村立ち」の村であるとは言いがたく、その実態は、岩崎村の「一村自治」が柏原村の村的運営によって左右される状況にあったと考えられる。

すなわち、村的存立形態から見ると、岩崎村は「一村独立」村であるが、村域がないために村行政の財源が乏しく、自立度の比較的弱い村であること。しかもその土地が元本村である柏原村に属しているため、岩崎村の経済的生活および農業生産においても柏原村規制のもとに置かれ、経済的には事実上柏原村に從属させられた状態にあること。したがって「一村独立」村といってもそ

れは多分に名目に過ぎず、岩崎村の一村自治は柏原村に
よって大きな制約を受けていたと言つてもよい。いな、
真の意味の一村自治を確立しえていなかったと言える。
いま、こうした自立しえていない「一村独立」村を、
「一村独立」村と「枝郷」との「中間的存在」に置き、
「半ば一村独立」した村というように規定するのはよく
ない。それは、村的な存立形態（「一村独立」の有無）を
あいまいにするので、そうではなく、「一村独立」村とは
別の次元で論じるべきで、どのような程度に「自立した
村」であるのかという視点から岩崎村の村的あり様を理
解する必要がある。この視点にしたがうと、岩崎村は「自
立した村」ではなく「半ば自立した村」と規定すること
ができる。

さて、このような村的状況であつたがゆえに、岩崎村
は自立した「一村独立」村の実現にむかつて、その一環
として元本村であつた柏原村からくわえられる不当な差
別の撤廃を要求して、堺県庁に上申書をあげる行動に出
たということの理由もまた理解できるだろう。

以上、明治十一年三月の村方「規定書」を検討するこ
とで、岩崎村の当時の村的あり様を見るとともに、岩崎
村が柏原村と対等の関係に立つことをいかに切望してい
たかを確かめることができた。ここで、村のあり様を論

じている関係上、一点だけ指摘しておきたいことがある。

それは、この時点での「一村立ち」の村が、大区小区
制という最末端地方行政組織を構成する村であつたにす
ぎず、形式的には行政村であることを否定されていたと
いうことである。しかし、実態的には行政村的役割を果
たしていたということに注目しておきたい。そして、明
治十一年七月のいわゆる三新法体制と言われる地方体制
の整備で大区小区制が廃止されるとともに、その地方行
政組織に代わつて、ふたたび旧村が地方の最末端行政組
織に組み込まれ、それに一定の自治的性格が認められた。
この結果、岩崎村もまた全国の「一村立ち」の村と同様
に、地方行政組織である行政村的性格をもつにいたつた。

三、町村分合問題の発端

行政村として村運営をおこなうことになつた岩崎村に
おいて、元本村の柏原村との間で町村分合問題が発生す
る契機となつたのは、明治十四年九月二二日付の大阪府
の乙第一二二号達であつた（『事業史』四九七頁）。

右の達は、「明治十三年旧堺県甲四七号布達二掲載セル
町村ノ内實際所屬ノ土地ナクシテ町村ノ名義ノミ存スル
者モ有之趣右ハ詮議ノ次第有之候条旧來ノ慣行及沿革等

詳細取調來十月一五日程可申出旨相達候事」と、郡役所
に指示している。

当時、岩崎村は「所屬地なき村」にして「名義ノミ」
の行政村であつたので、大和国の葛上・葛下・高市・忍
海の四郡を管轄区域にしてた郡役所は、この指示にも
とづいて岩崎村の慣行及沿革等を詳細取調べ、その結果
を大阪府に報告した。その報告書にどのようなことが記
載されていたのか、この点について記録文書類がないの
でその子細が分からないが、その報告を受けた大阪府は
同郡役所にたいして、明治十五年一月一六日付でつぎの
ような指示（丙第十三号）を送つた（『事業史』四九七頁）。

右者（岩崎村のこと―筆者）名実相称ハズ不都合ニ
候夫々地元町村ト協議ノ上更ニ戸籍ヲ地元町村ニ編
入シ其名称ヲ取消スカ又ハ地元町村ヨリ相当ノ分地
ヲナシ其名称ヲ存続スルカ両様之内取極メ來ル三月
三十一日限双方連署函面相添出願候様右空名之町村
及地元町村ニ違方可取計此旨相達候事

この丙第十三号達は、二点にわたつて問題を指摘して
いる。

第一点は、岩崎村は行政村を構えているが、実態的に

は行政村としての要件を備えていないので、引き続き行
政村として存続することには問題がある。

第二点は、このような岩崎村の存立形態を解消するた
めに、地元町村（柏原村）と協議し、戸籍を柏原村に編
入して岩崎村を廃止するか、それとも柏原村から岩崎村
に相当の分地をなして岩崎村を存続するか、そのいづれ
かを決めること。

右の二つの達（乙第一一二号、丙第十三号）を見る限
り、大阪府が問題にしたことは、岩崎村が「名義ノミ」
の村で行政村としての実態を備えていない、こうした行
政村をいかに解消するかということである。この結果、
岩崎村と柏原村との間に町村分合問題がもちあがつたの
である。

したがつて、両村の間に発生した町村分合問題の発端
は、堺県が大阪府に統合されるにさいして堺県の管轄に
あつた町村の地勢報告を大阪府におこなつた際、「名義ノ
ミ」の町村があつたことを大阪府が不審に思い、その調
査を命じたことに始まつていふと言えよう。

また右の達から、つぎのような点に注目したい。

一つは、さきにも触れたように、岩崎村が「所屬ノ土
地ナクシテ町村ノ名義ノミ存スル」ところの「空名之町
村」（所屬地なき村・無地村）であつたという事実である。

もう一つは、岩崎村が行政村であるがゆえに、町村分合の対象になったということである。これがもし枝村であったならば、枝村とはあくまでも本村のなかの支村のようなものである。岩崎村は一つの村（本村）のなかに包含されていることとなり、この場合には分村という問題が発生することはあっても、合村（村合併）という問題は決してもちあがらないということである。岩崎村が行政村であったので、柏原村との間に分合問題が起こったのである。

したがって、注意しておかねばならないことは、町村の「分合」問題は必ず行政村間に発生する問題であり、「分村」だけが問題となる本村と枝郷の間の村落関係において発生するような問題ではないということである。

第三は、「名義ノミ」の村が存在していたという事実、すなわち財源となる土地を行政区域にもたない「無地村」が、明治前期、行政村として存在したことは、この時期、近代的な地方行政組織がまだ未確立で混沌とした状況にあったことを示している。

江戸時代あるいは明治初期の町村における費用支弁のための財源的基礎は土地にあり（このほか「戸別割り」や「人口割り」もあった）、明治六年の地租改正条令以降は、その土地に地租税という国税が課せられて徴収され

た。そして府県費や区費及び町村費といった費用を支弁するのに、この地租税への附加というかたちをとって、土地所有者に配賦・徴収したのである。産業らしきものがまだほとんど育ってきていないもとは、地方行政の財政基盤は当然土地に依存せざるをえず、土地がなければ基本的には行政村を維持できなかった。したがって土地なき村（所屬地・行政区域なき村）やその土地が乏しい村については、町村の行政能力と財政能力を確保するという観点から整理統合の対象とした明治政権は、地方行政組織の整備過程でこれらの町村の合併を強く推進した。そして、さきに見た岩崎村のような「名義ノミ」の「所屬地なき」村の存在は、まさに解消されるべき対象的存在であったとも言えるのである。

それでは、なぜ、近世の村支配の体制を解体して近代的な町村支配体制を確立していかうとしていたとき、このような無地村が生まれたのであろうか、という疑問が起きてくる。その理由としては、「本村付き」であった枝郷の元「穰多」村がたとえ財源となる所屬地（村域）をもたなくても行政村として存立することを容認しなければ地域支配が困難になるという、明治政権にとつてなんとも都合の悪い地域事情が存在していたと考えられる。言い換えると、本村と「穰多」村が枝郷である場合の、

両村間の村落結合関係にしばしば見られたところの、本村による不当な「穰多」村（元「穰多」身分）支配があり、それがもとで、本村と枝郷の間に村方騒動が起こっていたということがその前提として考えられ、この結果、やむなく、枝郷の元「穰多」村の分村要求を、本村が容認しうる範囲で認めざるをえないという状況が生じていたのではなからうか。

その当時、本村による枝郷・「穰多」村支配がどのようなものであったのかということについては、拙著『被差別部落一村独立史』（一九九四年、解放出版社刊）の第三章で詳しく書いているが、たとえば本村による元「穰多」村の忌避によって村交流は断絶されて地域的隔絶・隔離がおこなわれ、またそのことによる村政からの排除があり、そのうえ明治初期においても依然として高持ち百姓中心の村寄合における協議によって村政がとりしきられているという旧慣が維持されていたため、たとえ枝郷からの村政参加が可能になったとしても、その大半が小作人で占められていた元「穰多」村の村政への参加は実質をとまなわず、その制度的実態は形式的なものでしかなかった。そしてこうした状況は、明治初期の町村会制度によってますます強化されたことであろう。また本村地主と枝郷小作という農業生産における村落関係の存在を

前提にして、村入費の負担等で、本村の強圧的な態度によって枝郷への不当な重課徴収がおこなわれていた。このように、本村の枝郷・元「穰多」身分にたいする差別が厳しく存在しており、しかも本村は枝郷（元「穰多」村）との間で「政治的支配」と「経済的支配」を維持していたのである。以上のことは、明治初期までの大和国一〇市郡大福村枝郷笠神村において見られる状況であった。

このように、枝郷への身分差別があり、不当な支配がおこなわれているもとは、いやがうえにも、分村要求が枝郷の元「穰多」村から起こってくるのは当然であった。そして単純に考えるならば、枝郷の元「穰多」村から分村運動が起こった場合、元「穰多」村を忌避していた一般村である本村がこの時とばかりにその要求をのんで、彼らの分村を認めてもよさそうなのであるが、しかし実際は、本村による分村が認められず、その分村運動が実を結ばないで、中途で挫折するといったケースが少なくなかった。本村側が分村運動を黙って見過ごすことがなかったのである。

それは、一つには、枝郷が一村立ちして本村と対等となることへの反発である。二つめは、分村問題には、必ず分地問題がからんでいたからである。分地問題には、

後に詳しく検討するが、村落共同体・農業共同体にとつてきわめて重大な問題が含まれていたため、本村から想像を超える厳しい対処がおこなわれたものと思われる。

いま、この分地問題に関連して生じてくる問題を二点あげておこう。第一点は、分地することによって本村地主の一部所有地が岩崎村の行政区域に所属してしまい、その土地にたいする柏原村の共同体的規制が及ばなくなる。第二点は、岩崎村に分地することで、これまでその土地に課税し徴収してきた地価割り分を岩崎村にもつていかれてしまい、柏原村の地価収入の減少をもたらすということがあった。

岩崎村に見られるような「所属地なき村」が誕生した背景には、このように、本村からの元「穢多」村にたいする身分的差別とそれにもとづく枝郷支配からの離脱という強い要求が一方の枝郷の側にあり、他方では、分地要求を退げるかさもなければ分地を最小限の範囲に止めて、枝郷の分村を認めようとする本村側の強い姿勢があり、両者のせめぎあいのなかで、枝郷の元「穢多」村に不利となるような、そうした妥協的結論が生まれたと考えねばならないであろう。

さて、丙十三号達に見られるような指示は、いまでは一〇市郡笠神村にも及んでいたことが明らかになっている。

分村のケースは、一村にとって経費負担が重くのしかかるので、一定の財政基盤が確立しているか、分村しなればならないよほどの事情がないかぎりには認められず、概して分村運動は起こりにくかった。

明治六年前半、本村支配から離脱して分村した笠神村の場合を例にとると、本村から独立するのの際に、「所属地なき村」として一村独立したため、笠神村に収入をもたらす土地がまったく無く、笠神村の皮田高に匹敵する地域が元本村に所属した。このため、地域（行政区画）をもたない笠神村の村入費の財源は、村内の「戸別割」「人口割」に依存するほかなかった。地価割り収入がないため、笠神村財政はたちまち破綻に瀕して一村経営は困難になり、笠神村の行政能力も確保できなくなり、明治一四年、ついに元本村への復帰運動（合併運動）を起こざるをえなかった。岩崎村も財源となる土地がなかったため、笠神村と同様に村財政の危機に陥っていたことは容易に想像がつく。

このような行政区画となる土地をもたない行政村の存在は、明治政権にとって障害物であった。大阪府が行政区画（土地）のない弱小行政村であった「名義ノミ」の村の解消をはかろうと、分地（行政区画）の有無を問題にした町村分合問題に着手したのは、当然でもあったの

る（拙著『被差別部落一村独立史』二七四頁）。一〇市郡笠神村もまた「名義ノミ」の村であった。岩崎村と、この笠神村と、いずれも所属地なき村であったことから、おそらく大和国に存在したその他の「名義ノミ」の村（行政村）にたいしても、そうした調査がおこなわれたと想像できる。ちなみに、行政区画をもたない名義のみの行政村であった被差別部落は以上二カ村のほか、高市郡洞村と葛下郡中井戸村もそうであったと推定される。

ところで、いったいなぜ、大阪府は「所属地なき村」の解消をはかろうとして、このような町村分合問題に手をつけはじめたのであろうか。それについては、さきにも少し言及しておいたところであるが、明治政権の地方行政改革の方針が反映していたのであった。

国家の基本政策であった富国強兵・近代化政策を具体化するためには、国家の形成基盤となる最末端の町村行政組織の政策遂行能力を高めることが重要であった。そのためには、これを中央集権的機構に適合する町村組織に編成し、政策遂行に必要な費用負担能力を確保しなければならぬ。このため、明治政権は、そうした政策の遂行能力をもつ町村組織の創出のために、町村合併を基本政策にして地方行政改革を推進したのである。ただし

である。

四、町村分合運動の展開

戸籍を柏原村に編入して岩崎村の名称を取消すか、それとも柏原村から分地を受けて行政区画（地域）をもつた行政村として引き続き存続するか、その選択を迫られた岩崎村は、残されている文書から知りうるかぎり、後述するような意外とも思える態度をとった。

明治一五年四月五日、岩崎村の村会議員一三名によって次のような意見書がまとめられ、連署して同村議長に提出している（『事業史』四九八頁）。

その内容は、岩崎村がもと柏原村の内（枝郷）にあり、「地所ハ柏原村ト区別無之村而已分村」したので、さきの一月一六日の達については分村・合村のいずれであってもよく、この件につき議長に一任し、また決まったことに文句も言いません、というものであった。

また同年五月八日付で同地の郡長宛てに提出した上申書においても、つぎのような見解を述べている（『事業史』四九九頁）。

従来から岩崎村と称してきたが、それはただ戸籍のみ編別してただだけで、本来は柏原村と岩崎村はともに同

一の地に存在しており、両村の間における「地所者未分」であるため、岩崎村の戸籍を本村に編入して柏原村と称すること、あるいは岩崎村に「相当之分地」がおこなわれて分村を継続すること、これら二つの方向のうちどちらの措置が採られても「別ニ差支無之トス」。

このように、大阪府や郡役所が打ち出す町村分合問題にたいする岩崎村の態度はどちらか一方に偏することなく、柔軟姿勢であった。これにたいして明治一一年段階における岩崎村の主張によると、強い態度で完全に「自立した村」の実現を主張していたのである。

かつて、江戸時代、徳川幕藩体制のもとにおける岩崎村は柏原村の枝郷とされていた。柏原村を本村とする枝郷支配の体制のもとで、枝郷・岩崎村は本村・柏原村から政治的に従属的支配を受けるとともに、経済的搾取をも受けていたのである。だからこそ、明治四年八月に布告された賤民制廃止令の直後、岩崎村は本村との村落関係において対等平等に立とうとして、本村・柏原村から一村独立したのではなかったのか。そしてこの結果、一村自治を確立するとともに、行政村として元本村と対等・平等の立場から政治的参加を果たすことができたのである。

しかし、その反対の「枝郷」にある場合は、名望家と

受けとめれば後者の立場であろう。

さて、町村分合問題にたいする岩崎村のこうした柔軟な態度が示されるなかで、一五年一月中旬に、大阪府租税課吏員が直接現地へ調査に入り、岩崎村と柏原村両村の「実情」を踏まえて、岩崎村の分村の方向で分地をおこなう方針が、両村に勧告された。

課員が示した分地の範囲は、岩崎村にとつてまったく厳しい内容であった。その範囲は、柏原村全体（岩崎村も含む）の反別が、田畑、宅地及び山林を合わせて二二町八反余であったが、このうち前川を境にしてその以北としたのである。前川の北方の田畑、山林、宅地は合わせて約五町八反、総面積に占める割合だとわずかに五％であった。そして柏原村と岩崎村との境界を前川としたこと理由として、「両村ニ挟マル字前川ヲ以テ境界トセハ頗ル判明ナル」という、もっともらしい説明がされたのである（『事業史』五〇一頁上段参照）。

この勧告案には、両村から不満が出た。一方の柏原村の言い分は、その勧告案に「村内一同不服」だが、それ以上に「両村合併ノ儀ハ飽クマデ不服」なので、仕方なくこの勧告案をのむ、というものであった（同前参照）。

だが、真意はほかにもあったと思われる。これは、のちに明らかになってくることだが、合併を嫌ったという

言われる高持ち百姓が中心となって運営されていた村行政に、枝郷住民の要求がなかなか反映されず、政治的にも経済的にも、本村にとつて有利な本村本位の行政施策がおこなわれ、枝郷である元「穢多」村（被差別部落）住民は、ともすれば地方改善施策から取り残されるのであった。

それゆえ、岩崎村が「一村独立」村の存続に固執するものと、当然考えられたのであるが、そうではなく、柏原村の枝郷にされるかもしれないような中身をもつ、柏原村との合村を容認する態度をとったので、これはまったく予想外のことであり、まさに「意外」だったのである。

さきに見ておいたように、岩崎村は分村を主張していたのであるから、ここで分村にこだわらない回答をおこなったのは、元本村の柏原村が頑なに岩崎村との合併を拒んで、分村を望んでいたという事実があり、そうした柏原村に「合併」要求をもちだすことで、柏原村から分地を有利に引き出して分村を実現させようとした戦術であったのだろうか。それとも、岩崎村の方に「一村独立」村を維持していくうえでの困難さがあった、合併もまた一つの方向であると考えた結果の戦術だったのであろうか。後述する事実関係のなかで明らかになるが、素直に

ことのほかに、分地の範囲を「居住宅地」に限定したいという強い意向があり、これが否定される分地が示されたからでもある。

他方、岩崎村の言い分はどうであったか。この勧告案にまったく承服しなかった。その理由は、明治一六年に提出した上申書（月日不詳）のなかで明らかにされている。これを要約して紹介しておこう（『事業史』四九九〜五〇〇頁）。

柏原村の提示するような僅かばかりの分地であれば、まったく応じることができない。その理由は、柏原村が戸数一三〇戸であるのに当村は一五〇戸と、当村の方が二十戸ばかり上回っている。その分だけ村入費（協議費）も多く嵩むことは明らかであるが、その協議費の徴収には定めがあつて、いたずらに戸数にたいして賦課徴収することはできない。それゆえ村行政を運営していくにあつては、分地の基準として「戸数相当之分割者妥当」（一三対一五の比率で分割―筆者）である。柏原村が岩崎村に分地する範囲を、五町八反というきわめて狭い地域に限定することに固執するならば、「岩崎之二字ヲ省キ原地柏原村ト改称致呉候」というものであった。

ここで、大阪府の勧告案が出されたいきさつを少し考えてみる必要がある。

勧告案の作成を大阪府が勝手におこなったとは考えられない。ことに分村（分地を含む）の場合は本村の承認を必要とする。だとすると大阪府と柏原村との間に分地の分割問題で何らかの協議があり、そこで一定の妥協的方針が成立したものと考えられる。だからこそ、この勧告案は柏原村の言い分をより多く、そして岩崎村の言い分にたいしてはより厳しい内容を盛り込む結果となった。そのことは勧告案にたいする両村のたった対照的な姿勢に表れている。

しかし、この勧告案にそった方向に事態が進展しなかった。依然として、両村の主張には大きな隔たりがあり、両村の分割問題が暗礁に乗り上げてしまったので、明治一七年一月七日付をもって大阪府からこの問題の早期解決を促す達があった。

これに反応した柏原村は、つぎのような回答を同年二月九日大阪府に提出した（『事業史』五〇一頁上段）。すなわち「岩崎村ノ義ハ従前土地ナク当村所屬地ニ居住シ来候ニ付居住宅地ヲ分割」することで岩崎村に掛け合つたが、「協議ハ不相整」、しかし「両村合併ノ儀ハ飽マテ不服ニ候得共、サキニ出張官御検査ノ節前川ヲ以テ境界トシ」た勧告があったので、これを受け入れる、と。このように、大阪府課員の示した勧告案を支持したので

ある。

この回答のなかに、分地にたいする柏原村の本音が出ている。すなわち両村合併のことは飽くまで反対であること、そして岩崎村に分地するならばその分割地域を「居住宅地」に限定することであった。これは大阪府課員が示した五町八反の分地よりもはるかに狭かったのである。なぜ「居住宅地」に限定したか、その理由についてはあとで示したい。

岩崎村もまた、大阪府の一二月七日の達を受けて柏原村と分割問題で協議したが、これが不調であったことの顛末をまとめるとともに、町村合併の利を説く一方、「地元柏原村ガ一步譲テ岩崎村ヲシテ永続シウルノ分地ヲ為サバ分割説ヲ排斥スルニ非ラズ」との態度を表明した上申書を、葛上郡東寺田外七カ村を所轄に置く地元の戸長に提出した（『事業史』五〇一頁下段）。その提出時期は柏原村が大阪府に上申書を提出したその前後であったと思われる。

さらに、同上申書のなかで、つぎのようなことを主張している。岩崎村に前川以北を分地されても、その土地は「極北ニシテ大概山林原野ニ而膏腴ノ土地之シキ禅玉黒子ノ地ナリ加フルニ東境ハ重阪川ノ下流ニシテ南ハ室川其他ノ支流合水シテ較広大ナレバ霖雨ノ際暴漲シテ堤

防潰裂スル事屢々ナルヲ以テ此地勢ノ為メニ頻年受ルノ所ノ損失夥シク、實際上よりもまた道理上よりも、この地域を所屬地として維持管理できないことは明白である、これを条件とする分村は話にならず「妄想モ甚シキナリ」と、柏原村の態度を強く非難したのであった。その上で、柏原村と岩崎村とが合併した場合の利を説いている。岩崎村は単に「空名之村称ヲ取消ス」にとどまるだけで、柏原村もまた分地をせざるに済ませることができ、所屬地をそのまま維持できるのである、と指摘するとともに、「俱ニ福利ヲ計画スルモノナレバ経費減少モ又各村独立ノ比ニ非ラザルナリ」と、両村合併の利を明快に説いたのであった。

柏原村と岩崎村の分割問題は以上のような経過をたどったのであるが、つぎに、分割問題をめぐって両村の間に生じた対立、そのことを通じて問題になったことは何であったのか、ということについて検討しておきたい。この場合の核心的問題は、二点であった。

第一点は、合村にはあくまでも反対する、とした柏原村の強硬態度があったことである。

現存する分割問題関係の文書から、柏原村の合併の反対理由を見いだすことはできないが、このことは容易に察しがつく。一つは、岩崎村が元「穢多」村であるため、

旧本村住民が岩崎村と交流することを嫌い、忌避した。それは、明治一年の「規定書」からも明らかである。

二つには、岩崎村が柏原村と合村した場合、柏原村にとっては何の利益もたらさない。岩崎村が無地村であるため財源となる土地が増えず、それどころか人口が増加するだけで、柏原村の村費がいままで以上の出費となる。つまり岩崎村との合併は柏原村にとって費用負担の増大となり、村財政圧迫の重大な原因となる、そうした見通しがあったこと。以上の二点が考えられる。

第二点は、柏原村の名義になつて行政区域（所屬地）のうち、どれだけの地所を岩崎村の分地として分与するかという問題があった。

この問題は言い換えると、分割案に示された分地の大小のいかんによつて、岩崎村が分村を継続するか、それとも分村を拒否して岩崎村の廢村による柏原村への合併（いまの場合合併）を選択するか、そのいずれかの選択を迫る重大な問題を含んでいたのである。

岩崎村の同上申書は、両村合併の利を説いたりもしているが、しかし主張の力点は、まだ分村に重点を置いていたようでもあった。それというのも、「一村立ち」を永続しうるだけの分地をしてもらいたい、と明確に主張していたからである。

この点について、岩崎村は、自村の立地条件とからめて、つぎのように具体的に主張している。

岩崎村の一五〇戸を維持する村の協議費は相当必要とするのに、前川以北の土地五町二反ばかりの分地では、とても財源の基礎となる土地が少なく、村協議費を充当するには焼け石に水で、経費を賄いきれるものではない、それどころか岩崎村の居住地周辺を流れる川がしばしば氾濫し、治水土木費に相当の費用がかかり、それが大きな失費となって岩崎村に重くのしかかることになり、前川以北の土地が分地されても、かえって柏原村のお荷物となっていた地域を岩崎村が背負いこむだけである。

このように勧告案のもつ問題点を明らかにして、戸数割で分地されたいとせまったのである。

五、旧枝郷の「村域」支配権をめぐる争論

ところで、このような分地要求は、岩崎村が分村要求する以上、当然でもあった。

だが柏原村にも言い分はあった。さきの大阪府に提出した上申書（一七年二月九日）のなかで、岩崎村は昔から所属の土地がなく、当村の所属地に居住してきたものであるから、「居住地_ヲ分割」するだけで十分である、

と主張し、柏原村にその土地の支配権があるという認識を示していたのである。この認識の根底には、かつて枝郷・岩崎村の皮田高のうちに表現されていた田畑地にたいする第一次的な土地支配権が本村にある、との考えがあったと思われる。

だが、この土地の所属先をめぐる問題については、岩崎村の方にも言い分が用意されていた。反論はこうである。さきにも見たように、明治初年までは本村の柏原村（村落共同体）を構成する村落共同体・枝郷であった、それゆえ地所はたとえ柏原村にあつても、その実態から言えば柏原村を構成する村落共同体全体に所属する土地なのであり、いまは戸籍だけを編別して岩崎村と称えているが、「地所者未分」（所属地は分割されていない）のまま放置していたにすぎない、だから分村の際に分地を受けるのは当然である、というものであった。

ちなみに、明治元年の柏原村の村高は一一〇〇石（『旧領旧高取調帳』から）、その内枝郷・岩崎村の皮田高は二〇〇石とされていた（『水平社の源流』七〇頁、典拠『高取藩御領内高附帳』天理図書館所蔵）。このような村高から見ていくと、岩崎村の皮田高が柏原村の村高に占める比率は一八%程度ということになる。

かりに、この一八%を柏原村から岩崎村に分地する際

の基準にした場合でさえも、さきの前川以北をもって岩崎村の所属地とした場合の柏原村に占める五%の面積との間には、なお大きな隔りがある。

このように、分地問題では、柏原村名義の地所にたいする旧本村と旧枝郷の関係をどうみなすかということについて、両村の見解はまったく相反する立場に分かれていた。けれども、そうした土地にたいする両村の関係とは別次元での利害問題も絡んでいたのである。

じつはそうした所属地に関する両村の関係と絡んで、この認識の根底には、一村経営にとつて必要な、財源となる土地、いまかりにこれを「財源地」とでも呼んでおこう、その獲得問題があつたのである。だからこそ、分村のさいに常に発生する分地問題は、紛糾するほど深刻な利害問題にまで発展することがしばしばあつた。土地にたいする両村の関係には、このような財源地をめぐる重大な問題が含まれていたことを知っておく必要がある。この土地分割をめぐる問題は、やがて岩崎村によって両村の分合問題の核心的な問題としてとりあげられることになる。この「財源地問題」の意義については、次節と第八節でさらに詳しく見ることになろう。

土地にたいする両村の認識にはこのように大きな隔りがあつたけれども、分村する以上は「一村立ち」がで

きるだけの財政基盤と、それを保障するところの財源地を最低必要な条件として確保しておかねばならない。したがって、分地の範囲がどの程度になるかは別にして、岩崎村の主張は基本的に妥当なものと言えるものであった。しかし、そのような「妄想モ甚ダシキ」分地が柏原村によって企図されるかぎり、岩崎村の分村は不可能であつたし、それが実現しないならば柏原村へと合併されるほかなかつたのである。

そもそも、両村のあいだに起こつた町村分合問題は、一つには、岩崎村への分地を「居住地」に限定していた柏原村が、たとえ大阪府の分地案に不満であつても、その案に譲歩することで、「両村合併ノ儀ハ飽マテ不服ニ候」との態度を貫き、岩崎村を柏原村から切り離して別村化しようとしたこと、二つには、大阪府の示した両村の境界線が岩崎村にとって堪え難いものであつたこと、この二つのことから岩崎村の態度を硬化させ、この結果、両村の協議も進展せず、深刻な問題へと発展したのであつた。このことは、さきに見た通りである。

しかしこれまでの経過からもわかるように、事態の進行は岩崎村に不利な展開になっていく。この分合問題の主導権は大阪府と歩調をあわせる柏原村に握られていた。受身に立たされた岩崎村は、分村への意志を表明し

つつも、「一村立ち」を維持しうるだけの分地実現の可能性が遠のいていくのを感じとるにつれ、しだいに柏原村と合併する方向に傾斜していったのである。

したがって、最初から岩崎村が合併運動を展開したのではない。当初は、「分村」「合村」のいずれでもよい、という態度をとっていた岩崎村ではあったが、分合問題が具体化してくると、むしろ分村継続にこだわりだしたという経過を、確認しておきたい。

また、分合問題が進展するにつれて、最初の明治一五年段階で、岩崎村が「合村」でもよいとする柔軟な態度をとった理由が何であったのかが、これでようやく理解しえたことと思う。それは、やはり、岩崎村が「一村独立」村として自立していくことができないところはまだ村財政が逼迫していたこと、しかも大阪府課員が示した分地だと村入費が膨大に嵩み、これでは一村経営が成り立たないとの判断があったからである。そう解釈するのが自然であろう。

六、町村合併要求の実現

さて、明治一八年に入ると、いよいよ柏原村に合併する方向が定まった。

張は、第二節で検討しておいたように、柏原村からすでに分村していた岩崎村が明治一一年段階において、元本村の柏原村と同等の取り扱いを要求し、名実ともに「一村独立」村として存続していく態度を堅持していた事実とは相反している。

もし右の主張が事実ならば、明治一一年から一四年の間に、岩崎村から柏原村に合併の話がもちこまれたということになる。つまり完全に「自立した村」となつて「一村独立」村の体裁を実現する、そのことを通じて岩崎村の分村をそのまま維持していくとした姿勢から、その後の方針を転じて柏原村との合併へと傾いたことが察せられる。しかも、第三節で見たように、その丙第一三号布達（明治一五年一月）に接した岩崎村が、このとき合村でも分村でもよいとする態度をとった事実は、分村維持と合村要求とが交錯して、分合いずれの方針を採用すべきかまでまだ揺れており、村の存続のしかたをめぐってかなり動揺していたことをうかがわせる。

このあとの文章を追ってみると、その布達を受けて両村で協議がおこなわれたが、柏原村が「合併ヲ拒絶」し、そして「前川以北ノ分地説ヲ主張」したのでないして、岩崎村は「斯ノ如キ損益相償ハザル所屬地ヲ以テ今後独立シ能ハザル」と主張して反駁している。これ以降、こ

同年二月三日付けで、岩崎村から大阪府知事宛てにむけて上申書が提出された。そのなかで、柏原村と合併したい旨が書き記されていたのである。その上申書をつぎにみておこう。

その最初の書き出し部分で、つぎのようなことが書かれている。

我村ガ単ニ戸籍ノミヲ編製シテ仮ニ一村ノ体面ヲ為シ然リ而シテ地券及台帳等ハ依然柏原村某ト記載シ以テ所屬地ハ両村共有ノ実ヲ証明シ来リシガ某等熟考スルニ實際所屬ノ土地ナクシテ一村ノ名称ヲ存ズルハ理ニ於イテアルベキモノニ非ザルノミナラズ原来名実相反スル甚シキモノナレバ岩崎ノ二字ヲ省キ従前ノ如ク柏原村ト改称シテ可ナラント我村ヨリ縷々談判ニ及ビタルニ彼柏原村ニ於テハ優游不断ヲ以テ容易ニ決セザルヨリ府知事閣下ニ呈シテ我空名ノ村号ヲ廃シ原地柏原村ト合併セラレンコトヲ請願セントスル際恰モ明治十五年御庁内丙第拾三号ノ布達ヲ拝読（以下略）（坂本本家所蔵）

これを見ると、明治一五年以前において、岩崎村は柏原村との合併の意を決していたというのである。この主

の協議に進展のなかつたことがうかがわれる。

つづいて、「合併スルトノ否トハ現時岩崎ノ体裁ニ関スルノミナラズ永ク我村ノ利害得喪ニ関連スル重且大ナル」と位置付け、「合併」を望む理由を説明した。これを要約すれば、つぎのような主張にまとめられる。

「合併」理由として、第一に岩崎村の「寒村」があげられている。「寒村」のためせつかく学校を設立しても閉校したり、良師（優れた教師）を招聘できないなどの窮状があるので、合併によつてその弊を克服したいというものであった。なお、学校設立について付言しておけば、岩崎村の学校の創立は、教育の必要性、重要性を自覚した岩崎村自身の自主的な要求に負うところが大きく、そして隣村との合同による設立が困難であったがゆえの部落学校の設立というよりは、「一村独立」村であったがゆえに必然的に取り組まざるを得なかった教育事業であることがうかがえるのである。

また、同上申書のなかで同村の行財政の窮乏状態を指摘し、同村の取組む諸事業が困難に直面していることを詳述している。そして、村財政の窮乏状況によつて明らかになったことは、要するに岩崎村住民が生活に難儀して租税負担能力が低下しており、村の所屬地（行政区・区域）がないため、村費を支弁するために地租に附加し

て得られる収入もなく、このため、一村経営に必要な財政負担に耐える能力が失われるので、このままでは「一村経営」を続けることが困難である、ということであった。

この一八年二月に作成された上申書では、当然のことながら、相当の分地があれば、岩崎村は柏原村から分村してもよいという趣旨のことが書かれている。それは、分合問題が発生して以来今日までの岩崎村の終始一貫した態度として注目してよい。なぜなら、このことによつて、相当の分地による分村の実現を、岩崎村がいかに望んでいたかが察せられるからである。だが、もはやこの時点では、分村にこだわっていない。文中に分村の記述が見られるが、岩崎村の意志が強くにじんでおらず、もはや分村が実現不可能な問題であると観念するような、それにこだわらない調子の文体で書かれていた。

また、大阪府知事宛ての別の上申書〔事業史〕五〇三頁〕が残されているが（これはいまのところ府知事に提出された公文書であるかどうかは不明である）、このなかにも「合併スルト否トハ現時岩崎一休戚ニ関スルノミナラズ永ク両村ノ利害得喪ニ関係スル」として、あらためて両村合併による岩崎村の利が説かれている。それからさらに、これも大阪府に提出されたかどうか

は定かでないが、知事宛てに作成された陳述書〔事業史〕五〇五頁〕が残されている。それには、右の上申書で述べた両村合併の利についてさらに補強するような意見が述べられていた。この意見のなかで注目すべきことは、村行財政上のことについて、具体的に指摘したことである。

前川以北の分地にとどまるならば、相当の出費となる土木費の徴収が困難になることは必至である、そして村費は地価あるいは戸数で支弁するが、その地価割りは七分の一を超過してはいけないことになっているので、もし村費がそれよりも超過するならば、いったいどのようにしてその費用を賄うたらいのか、たとえ戸数割りで負担させても意外と村費は増加するもので、追いつくものではない、よつて村費を調達できるだけの分地が分割されないかぎり、その程度の分地による分村は無理である、しかし合併すれば、さきに見たように学校の振興や村の改善事業がすすむことになる、合併こそが岩崎村の福利をもたらす、と主張したのである。

このなかの「地価割り七分の一」というのは、それまで自由裁量であった土地に賦課する区町村費について、一八八五（明治一八）年八月布告第二五号を以て、土地にたいする賦課を国税たる地租の七分の一を超過しては

ならないと定められたことを指摘している。この布告によつて区町村費の地租にたいする付加徴収率の上限が定められ、翌八六年から実施に移された。なお参考までに付けくわえておくと、府県税にあたる「地方税」は「地租五分の一以内」（明治一一年七月二二日布告第一九号「地方税規則」）で区町村内人民から徴収することが認められていた。

要するに、この上申書で、村費を調達できるだけの財源地となる分地が岩崎村に分割されないかぎり、それ以下の分地条件では、岩崎村の分村はありえない、との認識を示していたのである。この結果、ようやく分合問題の根本的な問題、すなわち分地という財源地に関連した分合問題の本質的内容がとりあげられるにいたつた。そして、分村するとはどういうことかという意味が明確になるとともに、一村行政にとつて財源地のもつ意義が明らかにされたのである。

相当の分地をもたない一村行政は存立しえないということが明らかにされたことによつて、もはや前川を境界にしてその以北を岩崎村の行政区域とし、岩崎村の分村を促すという方針は無理であることが浮き彫りにされた。また行政能力と財政基盤の確保という観点から町村合併を推進していた明治政府の方針からしても、行財政

基盤の脆弱な岩崎村の分村というよりも、柏原村との合併という方向を容認するほかなかつた。

さて、以上に見てきたような、柏原村との合併の主張を前面におしだした岩崎村の運動が、ついに実を結んだ。明治二〇年九月二六日岩崎村から柏原村に転籍届けがおこなわれ、一〇月一日柏原村に受理されたのである。そして戸籍簿の整理が完了する同月一〇日までは「元岩崎村」とし、一〇日以後は「柏原村」と書き換えることが決まった。しかし、その合併は対等合併というものではなかつた。転籍届けを岩崎村から柏原村に出すということは、岩崎村が柏原村に併合されることを意味するものであり、岩崎村の「一村自治」の後退でもあったのである。

こうして戸籍の転籍が始まったが、柏原村に転籍することが認められたものの、転籍を受け入れる柏原村側が一時的にしろ、岩崎村住民に、柏原村内「元岩崎村」と記載させて転籍を認めた事実、戸籍上において元柏原村住民と元岩崎村住民を区別するものであり、この事実が注目されてよいと思われる。それは、一見して元「穢多」村出身であるかいかすがすぐに判別できるような差別戸籍の作成に通じるものであつたからである。

さらに「元岩崎村」という地名が転籍の際、一時的な

経過措置として記載されたことの意味を検討してみる価値はあろう。まず疑問に思えるのは、戸籍の転籍で、直接柏原村と書き換えないで、なぜ、わざわざ「元岩崎村」と書き換える必要があったのであろうか。その意図の合理的理由が見つかからない。

おそらくその意味するところは、岩崎村を柏原村に合併（併合）することが決まっても、この後にその決定を容易に覆せるような状況をつくっておきたい、要するにそのための時間稼ぎをおこなっておきたいとする、柏原村の思惑から出た措置であったのではないかと推測できるのである。事実、柏原村に戸籍を編別することが一〇月一日に受理された後の同月五日、突然、郡長から内訓が出され、さきの決定を取り消す旨の達があった。つまり、岩崎村が柏原村に併合されたのちも、執拗に岩崎村を柏原村から分離・排除しようとする動きが画策されたのであった。

ところで、この郡長の動きにたいしては、かつての岩崎村から同日中、すばやい反応が示され、抗議の上申書があげられた（『事業史』五〇六頁）。このときの抗議運動の顛末を記した記録類がないので、郡長との交渉がどのような妥結にいたったのかは明らかでない。だが、明治二十一年の市制町村制の公布があり、翌年の町村合併を

七、岩崎村の「町村合併」運動をめぐる評価

岩崎村と柏原村両村の町村分合問題については、いわゆる「解放令反対一揆」が明治前期の部落史のなかで不幸な歴史的事実としてたいへん重い問題を投げかけているなかで、それと好対照をなす、部落解放にとつて明るい材料の一つにあげられている。すなわちこの町村分合問題は、岩崎村の合併運動として描かれ、そして明治前期における部落差別撤廃闘争の輝かしい成果の一つにあげられているのである。

しかし岩崎村と柏原村との間に起きた町村分合問題に端を発する町村合併について言及した多くの論文では、いやすべての論文と言っても差しつかえないと思うが、両村間に起こった「町村合併」という歴史的事実の一面しか伝えていない。それだけではない。そもそも町村分合問題の前提となる村的存在のあり方、たとえば元「穢多」村が一般村と町村合併するということは、元「穢多」村が行政村でなければならぬという条件を前提としているのである。このことが自覚されて論述されているかどうかは疑わしい。また町村合併の場合には、すべてと言っているが、一村財政の状況が問題となる。その一村

目前にして、近隣数カ村の連名による「掖上村」という新行政村の創村を奈良県に提出した嘆願書のなかに、岩崎村の名が見えなかったことから、柏原村に併合されたまま新村である「掖上村」へと組み込まれたものであると理解できるので、この郡長の内訓によって岩崎村が再び「一村独立」村に戻ったことをうかがわせる根拠はない。

結局のところ、紆余曲折を経て、岩崎村住民が「柏原村」と書き換えることで転籍届けがおこなわれ、一〇月一〇日柏原村住民となることが確定したと考えられる。そして、このことをもって、岩崎村の村名を廃称して柏原村に併合されるかたちで岩崎村の合併要求が実現したと言ってもさしつかえないと思われる。その合併要求の実現は、明治一四年に分合問題として発生して以来、じつに六年の歳月を要して到達した結論であった。

いずれにせよ、いままでの事実経過から明らかになったことは、狭い分地を前提にした柏原村の執拗なまでの分離・分村運動が画策されたということであり、そしていかに元「穢多」村との合併を嫌っていたかということである。この出来事は、元「穢多」村が一般村と合併することの難しさをあらためて示す事件だったのである。

行財政を支える基盤となっている村の生活状況、とくに村域の大きさ、地租税地の大きさが考慮されているのかという点、これも疑わしいのである。

ここには、単に町村分合問題を論じる視点の弱さがあるというだけでなく、一般に町村合併を分析・評価する視点や評価基準といったものが、いまだ定まっていないう状況を示している、と私には思えるのである。

このことが私の独断でないことは、岩崎村の町村合併運動を論じた、つぎの二つの事例を紹介すれば十分であろう。

〈例一〉

「約十年にわたるねばりづよいたたかいは、差別の代名詞としても使われた岩崎村の名称を廃止し、本村に合併させていったのである。このことは、差別をはねのけて解放をめざす、あるいは真の地方自治を願う人民のたたかひの歴史であったことを我々に語りかけてくれるのである。」（『奈良県水平運動史』四二頁。また『部落の歴史と解放運動（近・現代編）』一一七頁でも同様の趣旨で記述されている。）

〈例二〉

「とくに合併に際し、旧「えた」村が忌避されることが多かった。そこで、大阪府葛上郡岩崎村（のち奈良県）では柏原村への編入を要求して実現させ」とたというものである。（『新修部落の歴史』一八七頁）

△例一〇の評価だと、柏原村との合併を実現させたことが「差別をはねのけて解放をめざす」たたかいであったのであり、しかも岩崎村の解消つまり廃村が「真の地方自治を願う人民のたたかい」であったとの高い評価を得ている。

△例一一では、元「穢多」村側の合併要求の背景を無視し、岩崎村と柏原村の「分合問題」を単に「合併運動」ととらえ、これにたいして簡潔な表現で肯定的な評価をくだしている。

両者の見解に共通するのは、岩崎村と合併を嫌う柏原村の頑なな反対態度を克服して、柏原村に合併を受け入れさせたということのみ着目し、この合併実現を、あたかも差別撤廃の成果であるかのように、積極的または肯定的な評価をあたえている点である。

その評価軸は、柏原村と岩崎村の町村分合問題の最終局面における、岩崎村の合併要求の実現という点にある。しかし、このような町村合併運動のとらえ方に問題が

あることは、これまでの両村の分合問題の全経過を振り返ってみると明らかであろう。そのような評価は、この町村合併問題に凝縮された当時の元「穢多」村の行政村的な存在のあり様を等閑することになり、一村経営のなかに内包されている本質的な事柄が究明できなくなる。また、なぜ一村経営が破綻したのかという原因究明もできず、ただ表面だけをなぞるだけの、皮相的な分析的评价にとどまることになる。

念のために、再度、岩崎村の町村合併運動を簡単に振り返っておこう。まずこの合併運動にいたるまでに、分地要求による分村運動があり、そして何よりも「一村独立」をいかに続けていくかという問題で、岩崎村が苦悩していたのである。そのような背景のもとで、岩崎村と隣接する柏原村との間に「町村分合」問題がもたらがり、両村の利害が一致しないなかで、しだいに岩崎村から柏原村にたいして合併運動を起こしたのであった。岩崎村が、分村運動ではなく、合併運動を展開していったのは、明治一〇年代に明治政府のつた緊縮財政による地方行政の圧迫と、人民にたいする苛酷な収奪政策によって、村が極度に疲弊し、その結果、一村経営が困難となつて、しだいに「自立した村」を確立する将来的な展望を失なつていったからである。そして、そのことを決定的にし

たのが大阪府の分地勧告案、それもまったく狭くて（柏原村の総面積の五％）、荒地を多く含んだ地域を分地するという勧告案であったのである。したがって、岩崎村にとっては、こうした分地による分村は考えられず、隣村との合併が止むを得ない選択肢であった。

一方、柏原村はというと、この分地勧告に同調したが、それ以上に岩崎村との合併には反対という強硬態度をとつたものであるから、岩崎村の合併要求は柏原村にたいする劇的な合併要求運動のかたちをとつたのであった。

こうした全体的な展開を踏まえて分析されていたならば、△例一二△例一三の岩崎村の町村合併運動の評価は、もつと違ったものになつていたにちがいない。

それから、さらに指摘しておかねばならないことは、△例一四のなかで、町村合併による岩崎村の村名廃止（「一村独立」村・行政村の放棄）が、部落差別の解決にとつてあたかもよい結果をもたらすかのように評価されていることである。果たして、本当に、部落差別の解消に一步でも前進したのであろうか。これは検討を要する重大な問題である。私の結論をさきに述べておこう。岩崎村が町村合併運動で柏原村へ併合されても、二つの見解に代表されるような村落関係上における差別が決して解消されず、引き続き元岩崎村住民にたいする柏原村の

差別が存続したということである。この点の詳しい検討は、第九節に譲ろう。

これまでで、岩崎村の町村合併運動が、必ずしも手放して評価されるものではないことを明らかにしてきた。そこで、つぎに、さきにとりあげた二つの事例を手がかりに、そこに含まれている問題点を掘り下げ、岩崎村と柏原村の町村分合問題に横たわる根底的な問題の究明にはいろうと思う。そして、両村の合併が決して部落差別の解決にはつながらなかったこと、部落差別の再生産を阻止する契機にはならなかったことを明らかにしていきたいと思う。

八、行政村（一村独立村）と「財源地」問題

さきの二つの見解で、まず最初にとりあげたい点は、両村の間に起きたこの分合問題が「合併」問題であること特徴づけたことである。しかし経過を見てきたように、ことの発端は、岩崎村が「名義ノミ」の村であったがゆえに、分地・分村するか、それとも戸籍を柏原村に編入して岩崎村を廃村するかということ、まさに町村分合問題であったということである。決して合併問題として総括されるような内容ではない。

第二点は、岩崎村の「一村経営」の破綻という問題に踏み込んだ分析が弱い。か、まったくそれが認識されていないということがあった。しかしこの問題が、岩崎村の分合問題の基礎にあったのである。

岩崎村の柏原村への合併は、町村分合問題の最終局面で岩崎村が分村要求からやむをえず合併運動へと方向転換をおこない、そして「両村合併ノ儀ハ飽マテ不服」の態度をとり続けた柏原村にたいして岩崎村の合併要求を突きつけて、その結果実現させたのであった。だが、この場合の合併運動は、「相当ノ分地」を前提にして展開した岩崎村の分村要求に希望もてる展望がなくなつた結果、岩崎村の生き残りを賭けた運動として展開されたのである。そして、合併運動がこのように切迫した運動であつたのは、岩崎村の「一村経営」が破綻をきたしていたからにはほかならない。さきの二例では、この点が見落とされてきた。

もしも、この「一村経営」の破綻という問題を取りあげて分析検討されていたならば、柏原村との合併の実現を手放して評価できなかったはずである。

第三点。両村間の分合問題を無視して、評価軸をその最終局面の合併運動におくならば、岩崎村がなぜ分村要求を放棄して合併運動に方向転換したのかという右の問

題を無視ないし軽視することになるだけでなく、「一村経営」の破綻の原因究明ができなくなる。

この「一村経営」を裏付ける物質的基礎は言うまでもなく村収入であり、その主たる収入源は、これまでにはしばしば言及してきたところの土地、いわゆる財源地であつた。

いま、この土地を財政との関係で表現するならば、国や府県にとっては「税地」と呼ぶことができよう。しかし、その用語は、町村の村域(村所屬地)、行政区域においてはまらない。

この時期の町村がいわゆる「村入費」(これを明治一一年以降「区町村協議費」、同一七年以降「区町村費」、同二二年以降「町村税」と呼んだ)を支弁するための財源の一部にするために賦課した土地をもって、この土地を町村の「税地」と呼ぶことはできない。それを「税地」とみなせるのは、町村において「税」概念が成立したときである。その成立は、村落共同体に一体化された自然村と行政村あるいは私的生活共同体と公共的団体を分離し、後者に公法的性格があたえられることによつて成立する公法人格をもつた自治団体を維持するために、その費用負担を住民に課して徴収されるというときであり、時期的には、市制町村制が施行される明治二二年におい

てである。したがって、この時期の国や府県の「税地」概念に相對する区町村のそれは、これまで便宜的に使つてきた「財源地」という概念をそのまま用いても差し支えないと思う。

財源地は、町村の村入費を支弁する主要な収入源なのである。この財源地が少なければ少ないほど、「一村経営」は苦しくなる。それゆえ、この財源地問題を無視したり軽視したりすると、岩崎村の分合運動の本質的理解が何もできなくなるのは明らかである。さきの二例とも、分合問題の本質を正しく理解できなかったのは、この財源地問題を無視したからでもあると言える。

問題はそれだけにとどまらない。この村行政の主要財源となる財源地問題の視点をもたないならば、間違はなく当時の元「穢多」村の行政的状況について客観的な評価をあたえることができないし、明治一〇年代に、行政村である元「穢多」村(被差別部落)から町村合併運動がなぜ起こされてくるのかという原因についても理解しえなくなる。それらの二例に見られる評価には、このように、きわめて重大な問題点が含まれていたと考える。

ここで、この財源地問題の意義について、さらにみておきたい。

まず分合問題が生じた際、分村か合併かのいずれの態度を採るかの決め手となつたのは、岩崎村が行財政上から見て貧困財政であつたことにある。具体的には、たとえば学校もしばしば閉校したり、教員もすぐに交替するあり様であり、村の将来を考えた場合、いまのまま無地村であり続けることはできなかった。この現状がつづくならば、早晩、村は廃村せざるをえない運命におかれていたのである。これには、岩崎村が財源地をもたない村であり、このため岩崎村の「一村経営」が破綻の危機に陥つていたという状況が背景にあつたことを確認しておかねばならない。裏を返せば、「一村経営」を可能にするだけの財源地があれば分合問題も生じなかつたし、村を維持存続させることができたということである。

このように、岩崎村の分合問題は、最終的には財源地問題にたどりつき、この問題を通して、岩崎村の町村合併運動が起きたことを確認しておきたいと思う。

余談ではあるが、こうした合併にいたる事実経過からつぎのような点も浮かび上がってくる。すなわち柏原村が、それほど固い意志で岩崎村との合併に反対していながら、結局は、岩崎村に「相当ノ分地」を分与して分村させることよりも同村との合併の道を選んだということが、それだけこの分地問題というものが、農村共同体に

とって深刻な問題であったことを示している。

第四点めとして指摘しなければならぬことは、貧困財政の岩崎村が果たして柏原村と対等の立場で合併することができたか、ということである。その合併は、岩崎村住民にとって不利なかたちの合併であつて、決して対等の立場による合併ではなかつたと考えられる。この点については節をあらためて、つぎに検討したい。

九、町村合併による部落差別の温存

すでに見たように、柏原村は岩崎村との合村に強く反対していた。しかも岩崎村には財源地となる村所有地がなかつた。そのようななかでの合併であるから、事実上は、柏原村に併合されるかたちの、いわゆる吸収合併という性格を帯びざるをえなかつた。そして柏原村と合村の方向で話をまとめようとするならば、柏原村からさまざまな条件が付けられ、これを呑まされるかたちで併合せられたと考えられる。

この町村合併は必ずしも対等平等の合併とはならず、その合併のさいには本村・枝郷という村落関係への復帰というかたちをとつた形跡こそ見られないが、かつての両村間に存在した、柏原村の「本村付き」とされた枝郷

的地位とあまり変わらない立場に組み込まれることであり、それは元本村からの差別を受けることになつたと考えられる。この合併は、岩崎村の「一村自治」の大きな後退でもあつたというように考えてもよいだろう。

具体的に考えてみよう。両村の合併のなかには、つぎのような事実があつた。

岩崎村の居住宅地も含めて、その住民の所有する私的所有地のすべてが柏原村名義の所屬地となつていたために、優位に立つた柏原村の方に岩崎村が吸収合併されることになる。そして岩崎村という歴史的な村名は廃称されることになる。このことが第一点。

つぎに、第二点めは、柏原村内において元柏原村と元岩崎村という二つの村落共同体が共存することになるので、柏原村本村を元岩崎村と区別するために、このムラが柏原村元本村の北に位置していたので、「柏原北方」と呼んだのであつた。それは柏原村の元本村によってくわえられる差別にほかならなかつた。

第三点めは、両村が合併しても元岩崎村の岩崎小学校（いわゆる「部落学校」）がただちに廃校されて、柏原小学校に統合されることがなく、明治二三年の小学校令の改正にもつぎ二五年に上から統廃合がすすめられるまで、なおしばらく存続させられたのであつた。しかし、

柏原村を含む七カ村で創村された掖上村において、岩崎小学校は掖上村南尋常小学校として再出発させられ、それが掖上村北尋常小学校と統合して新しく掖上村小学校に統廃合されたのは、一八八九（明治四二）年のことであつた。このように元柏原村住民による元岩崎村住民の排斥が教育にも及んでいたのである。

以上の諸事実は、柏原村の主導権のもとに両村の町村合併がおこなわれたことを物語っていると同時に、そこに元柏原村からの烈しい差別のあつたことを確認できるのである。

したがつて、柏原村の合併拒否の姿勢を崩して合併を実現させたとしても、それは形式的な一体化であつて、柏原村の旧住民が新住民（元岩崎村）を差別排斥する状況は決してなくなつたわけではなく、部落差別撤廃につながるような合併ではなかつたことを指摘しておきたい。

また、村政上における問題が考えられよう。たとえば治水管理における費用負担問題や、元「穢多」村地域における道路河川改修等の土木関連事業の取扱いや、その地域の居住宅地に関連した環境改善の取り組みで、果たしてどれだけ公正に、一般行政施策の執行がおこなわれていたかは大いに疑問のあるところである。

それから、明治一七年五月七日布告第一五号の施行の心得で、指示限定された町村費用の徴収課目、すなわち村内住民への賦課徴収における「地価割り」や「営業割り」「戸別割り」等の徴収比率で、両村間に公平・公正な費用負担割合の決定があつたかどうか、これもまた大いに疑問である。

くわえて、明治一九年以降、区町村費の財源収入の地価割り賦課は地租の七分の一を超過してはならないという規制が法的に加えられたことで、村費を賄う方法は、自然、「戸別割り」「営業割り」の賦課徴収の強化へ傾斜していかざるを得なかつたが、この傾向は、土地を僅かしかもたないかまつたくもない農民、および低所得者の下層住民に重負担となつて、彼らにとっては不利に、反対に土地所有者には有利となつたのである。

このような村入費の費用負担の仕組みは、当然、元岩崎村住民にとって不公平な費用負担を強いるものであつた。しかも、そうした費用負担の制度的仕組みのもとで、「戸別割り」や「営業割り」が強められたとするならば、間違いなく元岩崎村住民に重負担となつて襲いかかり、生活をより一層圧迫していったに違いない。同時に、元本村住民と元枝郷住民との間に存在したと考えられる経済的格差をより一層強めることになつたに違いないと

思われる。

以上のようにみていくと、元本村の、あるいはまた隣接する町村の強力な合併反対の姿勢と衝突するなかで、それを克服して実現させた町村合併とは、決して部落差別撤廃への一里塚であるとの評価を単純にあたえることができない。とくに八例一〇の見解に見られるような、この合併運動を岩崎村との合併を嫌う柏原村の差別を撤廃するという意味での「差別をはねのけて解放をめざす」たたかいであったとする評価は、あまりにも短絡すぎているように。

たとえ岩崎村の合併運動が実を結んだとしても、それは、分村実現の要求をやむなく放棄せざるをえなかった岩崎村にとって、柏原村との合併がそれこそ苦渋に満ちた選択であったのであり、同時に岩崎村の生き残りを賭けた選択でもあったということである。しかも、重要なことは、合併が実現されても、なお元岩崎村住民にたいする身分的差別が存続したということであり、事態の本質は何一つ変わっていないかつたということである。この点を見落としてはならない。

だとすれば、明治一八年『奈良県農商工衰頹原因調査』のなかで「見ルニ忍ヒサル弊風ヲ惹起スルニ至ル」と報告（『事業史』四九四頁）されたような、疲弊しきつた岩

崎村住民の生活破壊の進行を食い止めるために、柏原村との合併（実質的には「併合」を実現させたことは、それなりに一定の意義をもつものであるが、その町村合併が一般村（柏原村）と対等の立場で実現できなかったというところが、部落差別を新町村のなかに組み込み、温存する結果をもたらしたことを考えていくと、その合併運動は、部分的勝利、部分的成果を手にしたにすぎない、と言わねばならないだろう。

それから、この合併運動と関連して指摘しておきたいことは、明治前期（明治二二年まで）において、「一村独立」村であった行政村の元「穢多」村から起こってくる町村合併運動、とくに明治一〇年代に元「穢多」村のなから起こってくる一般村との多くの合併運動は、一般的には、行政村であった元「穢多」村の財源（地）が乏しかったところに加えて、明治政府の苛酷な地方取奪政策が遂行された結果、村の疲弊が一般町村よりも激しくなるという事態が生じ、それらが原因で起こったのであった。したがって、行政村である元「穢多」村が町村合併運動を起こした場合には、その多くは、やむなく一般町村への合併運動を起こさざるを得なかった、という表現をとった方がその動向をよりの確に反映していると言えよう。

岩崎村の町村合併運動に積極的評価をあたえたとすれば、合併要求の実現という運動の成果よりは、合併運動そのものから得られた成果の方をこそ重視しなければならぬと考える。その場合、部落差別撤廃に向けた岩崎村住民が合併を嫌う元本村の柏原村との合併要求を実現させることを通じて貴重な体験を獲得し、その後の自主解放のための土壌形成に大きな役割を果たした、という内容が評価のなかに盛り込まれるべきであろう。

一〇、おわりにあたって

〈市制町村制への展望〉

明治前期の町村会が制度上地主層を中心に構成されてきたため、地域の有力者であると同時に元本村の利害を代表する地主が村政を動かして地域支配をおこなう体制が確立していたと推測することは容易であろう。

そのような有力な地主の支配体制のもとで、明治二〇年以後の柏原村では、村内に元本村であった柏原村と元枝郷であった岩崎村の二つの村落共同体が共存することになるが、村落関係は、ムラ（村落共同体）交流が基本的には断絶した状態にあり、元柏原村住民から元岩崎村住民にたいして社会的差別をくわえていたこと、また両村の間に存したと考えられる旧本村地主—旧枝郷小作と

いう経済的関係が維持されていたであろうこと、こうした状態にあったために、たとえ両村が合併したとしても、その場合の柏原村の村政は、元本村本位の施政がおこなわれ、元本村地主に有利となるような村運営がなされたであろうことは十分に予測でき、この結果、元「穢多」村の村落共同体（元岩崎ムラ）の住民に、柏原村の行政施策の恩恵が及ばなかったと考えても不思議ではない。

このことから、元「穢多」村にたいする行政上の差別が、すでにこの時期において見られたということ、すなわち明治四年に「賤民制廃止令」が布告され、「穢多」身分であることから解放されて「平民」身分になっても、元「穢多」村が「一村独立」村ではなくて枝郷である場合、また「本村付き」の枝郷的地位（本村付体制）ではないが元本村と連合して一つの行政村を形成している場合、基本的には行政上における不当な差別的処遇をこうむっていたと言え切れる。この意味で、社会的平等の実現を阻むいわゆる「行政差別」というものは、「賤民制廃止令」以後に発生した新たな問題であると言えるのである。

さて、こうして、地主層を基盤にした地域の名望家と呼ばれる一握りの有産者・資産家層によって村政が独占され、第一義的には彼らの利害を守るための行政施策が

おこなわれることとなるが、資産のあまりもたない元「穢多」村とその住民は、行政施策の対象から排除されるということが明治前期の基本的構図として維持される。それは、一面において地主支配の体制を確立した一八八九（明治二二）年の市制町村制のもとで、さらに固定化されることになる。

くわえて、さきにもたように、明治一八年の地租附加税七分の一の制限が市制町村制以降においてもそのまま生き続け、他方では、その他の付加税や特別税にたいしても制限や禁止措置がとられ、国家財源が蚕食されることのないように、その保護が最優先された。この結果、村費を支弁する賦課方法にたいしてさまざまな規制がおこなわれ、町村財政は「戸別割り」の比重を高めざるをえず（大島美津子著『明治国家と地域社会』二三七頁参照）、「戸別割り」の強化は中下層住民の不公平感を強め、とくに資産の乏しい元「穢多」村住民にとっては重い負担となつて、村住民の困窮に拍車をかけたのであつた。

こうした元「穢多」村への差別的存続状況は、町村（行政村）の地方自治を法制上において確立した市制町村制（明治二一年公布）という近代的な地方自治制度のもとにおいても、基本的に変わることなく引き継がれ、かつ強化されていったと考えられる。

挙権から財産による制限を廃止して、その町村に本籍住居を構える戸主のすべてに選挙権を認めた。また一八八二年六月には、被選挙権の財産制限も廃止した。したがつて、一村内において元「穢多」村人口の占める割合が高ければ高いほど、本村（一般村）の戸長選出が脅かされるという事態があつた。また一八七九（明治一二）年に制定された大阪府の区町村会規則のうち町村会議員の選挙・被選挙権は、当該の町村に土地を所有するものとの規程しかなく、地価や面積での規程がなかったため、元「穢多」村住民の村政への進出の機会が拡大されたのである。こうした選挙制度は元「穢多」村住民の村政への参加を強めることになつた。

このような理由から、村政を支配しようとする本村地主、あるいはそれらの層と本村の利害を代表する戸長による、枝郷の元「穢多」村の排斥Ⅱ分村運動が積極的におこなわれた地域もあつた（したがつて分村とは反対の町村合併という場合にも、一般村の頑強な反対がある）。この方面で詳しく論じられた最近の業績として、服部敬氏の論著「地方制度の成立と被差別部落」（花園大学人権論集③所収）がある。示唆されること大であり、ぜひ一読すべき好論文である。

本稿では、こうした村政をめぐる問題が岩崎村の町村

市制町村制施行（同二二年四月）以降の部落差別の展開を見通すためには、この地方自治の体制が部落差別をいかに組み込んだのかを追跡しなければならないが、この課題は別の機会に考察するとして、ひとまずここで岩崎村の町村合併運動についての論述を終わりたいと思う。

△付記▽

岩崎村の町村分合運動の史料関係からは、岩崎村と柏原村とが合併した場合に発生してくる、いわゆる「戸長選出」問題、およびそこから生じるであろうところの村政の実権支配の問題について、まったく見いだすことができなかった。それゆえ、この戸長制度を通じた村政問題についてのたちいった分析ができなかったが、一般村と元「穢多」村との分村問題、合併問題を決定づけるうえで、この点は重要な要因でもあるので、その意義について少し触れておきたい。

周知のように、明治初期の奈良県は一八七六（明治九）年堺県に合併され、一八八一（明治一四）年二月に今度は堺県が大阪府に合併されること、大和国の葛上郡岩崎村も大阪府の管下にはいるが、その大阪府では一八八〇（明治一三）年七月、戸長選挙法を改正し、戸長の選

分合問題のなかにまったく出てこなかったもので、ついに触れることができなかったのであるが、町村分合問題を考えるにあたっては、この側面からの分析的視点に留意しておくことは、きわめて重要であろう。

なお用語上の問題で、ひとこと断つておきたい。現在の「被差別部落」という用語を明治前期においては元「穢多」村という用語で通した。それは、明治前期では、現代の部落問題が、まだ形成過程にあつたと見ているからである。それが確立し、文字どおり使用しうるのは明治二二年頃から、市制町村制の施行以後であると考えている。